

2022年4月1日現在

商 品 名	福祉貢献定期預金 きらめき300																									
販 売 対 象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫で下記の公的年金・手当を現在お受取りいただいている方</li> <li>・当金庫にて新たに下記の公的年金・手当のお受取変更等の手続きをされた方</li> </ul>																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象となる年金（手当）</th> <th>確認書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(旧) 国民年金</td> <td>障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金</td> <td>(旧法) 国民年金証書 または年金振込通知書<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>(旧) 厚生年金 (船員保険含む)</td> <td>障害年金・遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・遺児年金・通算遺族年金・特別遺族年金</td> <td>(旧法) 厚生年金保険証書 または年金振込通知書<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>国民・厚生年金</td> <td>障害基礎年金・遺族基礎年金・障害厚生年金・遺族厚生年金・寡婦年金</td> <td>(新法) 国民年金・厚生年金保険年金証書、または年金振込通知書<sup>※</sup></td> </tr> <tr> <td>各種共済年金</td> <td>障害年金・遺族年金・通算遺族年金・障害共済年金・遺族共済年金</td> <td>共済組合年金証書</td> </tr> <tr> <td>労 災 年 金</td> <td>障害年金・遺族年金・傷病年金・障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金・公務員災害補償基金</td> <td>労働者災害補償保険年金証書</td> </tr> <tr> <td>恩 給</td> <td>総務省および都道府県知事による恩給のうち、遺族年金・障害年金に該当する年金</td> <td>恩給・年金証書</td> </tr> <tr> <td>各 種 手 当</td> <td>                     児童扶養手当・福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当（医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保険手当）・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当（特別手当・健康管理手当・保険手当）〔老人福祉手当は除く〕                      ※国の制度に基づき支給されているものに限る                 </td> <td>各種手当証書・手当受給者証明書</td> </tr> </tbody> </table>		対象となる年金（手当）		確認書類	(旧) 国民年金	障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金	(旧法) 国民年金証書 または年金振込通知書 <sup>※</sup>	(旧) 厚生年金 (船員保険含む)	障害年金・遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・遺児年金・通算遺族年金・特別遺族年金	(旧法) 厚生年金保険証書 または年金振込通知書 <sup>※</sup>	国民・厚生年金	障害基礎年金・遺族基礎年金・障害厚生年金・遺族厚生年金・寡婦年金	(新法) 国民年金・厚生年金保険年金証書、または年金振込通知書 <sup>※</sup>	各種共済年金	障害年金・遺族年金・通算遺族年金・障害共済年金・遺族共済年金	共済組合年金証書	労 災 年 金	障害年金・遺族年金・傷病年金・障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金・公務員災害補償基金	労働者災害補償保険年金証書	恩 給	総務省および都道府県知事による恩給のうち、遺族年金・障害年金に該当する年金	恩給・年金証書	各 種 手 当	児童扶養手当・福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当（医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保険手当）・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当（特別手当・健康管理手当・保険手当）〔老人福祉手当は除く〕 ※国の制度に基づき支給されているものに限る	各種手当証書・手当受給者証明書
	対象となる年金（手当）		確認書類																							
	(旧) 国民年金	障害年金・母子年金・準母子年金・遺児年金・寡婦年金	(旧法) 国民年金証書 または年金振込通知書 <sup>※</sup>																							
	(旧) 厚生年金 (船員保険含む)	障害年金・遺族年金・寡婦年金・かん夫年金・遺児年金・通算遺族年金・特別遺族年金	(旧法) 厚生年金保険証書 または年金振込通知書 <sup>※</sup>																							
	国民・厚生年金	障害基礎年金・遺族基礎年金・障害厚生年金・遺族厚生年金・寡婦年金	(新法) 国民年金・厚生年金保険年金証書、または年金振込通知書 <sup>※</sup>																							
	各種共済年金	障害年金・遺族年金・通算遺族年金・障害共済年金・遺族共済年金	共済組合年金証書																							
	労 災 年 金	障害年金・遺族年金・傷病年金・障害補償年金・遺族補償年金・傷病補償年金・公務員災害補償基金	労働者災害補償保険年金証書																							
恩 給	総務省および都道府県知事による恩給のうち、遺族年金・障害年金に該当する年金	恩給・年金証書																								
各 種 手 当	児童扶養手当・福祉手当・障害児福祉手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・原子爆弾被爆者に対する援護を目的とする手当（医療特別手当・特別手当・健康管理手当・保険手当）・毒ガス障害者に対する援護を目的とする手当（特別手当・健康管理手当・保険手当）〔老人福祉手当は除く〕 ※国の制度に基づき支給されているものに限る	各種手当証書・手当受給者証明書																								
※年金振込通知書は日本年金機構より送付された直近の原本をご提示ください。																										
預 入 期 間	1年																									
預 入																										
預 入 方 法	一括預入																									
預 入 金 額	1円以上300万円以下（ただし、当金庫でご契約している「福祉貢献定期預金」と合算して300万円以下）																									
預 入 単 位	1円単位																									
払 戻 方 法	満期日以後に一括して払戻しいたします。																									
適 用 利 率	お預入れ時におけるスーパー定期・スーパー定期300（1年もの）の利率に当金庫所定の利率を上乗せいたします。 ※利率は、店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。																									
税 金	2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取るお利息には、復興特別所得税が追加課税され、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（ただし、マル優をご利用の場合は除きます。）																									
付 加 可 能 な 特 約 事 項	マル優をご利用いただけます。（少額貯蓄非課税制度が適用となる年金・手当等を受給の方）																									
中 途 解 約 時 の 取 扱 い	満期日前に解約の場合は、預入期間に応じた下記の利率により利息をお支払いいたします。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>お預入れ期間</th> <th>中途解約時の利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6ヵ月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月以上1年未満</td> <td>約定利率×50%または解約日における普通預金利率のいずれか高い利率</td> </tr> </tbody> </table>		お預入れ期間	中途解約時の利率	6ヵ月未満	解約日における普通預金利率	6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%または解約日における普通預金利率のいずれか高い利率																		
お預入れ期間	中途解約時の利率																									
6ヵ月未満	解約日における普通預金利率																									
6ヵ月以上1年未満	約定利率×50%または解約日における普通預金利率のいずれか高い利率																									
利 率 情 報 の 入 手 方 法	店頭または当金庫ホームページにてご確認ください。																									

2022年4月1日現在

苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センター（9時～17時、電話：0120-456-763）にお申し出ください。
紛争解決措置	東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス・リスク統括室 お客さま相談センターまたは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「福祉貢献定期預金 きらめき300」をご契約中は当金庫で、該当の年金・手当をお受取りいただくことが条件となります。</li> <li>・対象年金・手当の振込ご指定口座がある取引店舗でのご契約となります。</li> <li>・対象となる年金・手当が支給停止になっている場合はご契約いただけません。</li> <li>・お取扱い期間が定められていますので窓口へお問い合わせください。</li> <li>・預金保険制度の対象になります。（当金庫に複数の口座がある場合には、決済用預金を除くそれらの預金・積金元本を合計して1,000万円までとその利息、給付補てん金が保護されます。）</li> <li>・金融情勢等により、表示内容に変更が生じる場合がございます。</li> </ul>